

国際コンテナターミナルを利用する  
トラックドライバー、港運事業者のみなさまへ



**PSカードは**

**2015年1月から**

**有料になります!!**

**無料申請受付**

**持参:2014年12月26日17:00まで**  
**郵送:2014年12月31日消印有効**

○申請窓口

事業所の所在都道府県	申請受付窓口	住所	電話番号
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課	〒980-0013 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア10階	022-716-0067

(受付時間: 平日 9:30~11:45及び13:00~17:00)

○ホームページ : [http://www.mlit.go.jp/kowan/ps\\_card.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/ps_card.html)

※申請書は、**東北地方整備局**の申請受付窓口に持参または郵送してください。

国土交通省港湾局  
のHPへ

くわしくは

港湾PSカード

検索

# 「PSカード」有料化後の申請手続きについて

## 1. 事業所登録

(1)「事業所情報報告書」の提出【事業所→国】



(2)「事業所登録番号及び有効期限の通知」【国→事業所】

※現在付与されている事業所登録番号は、有効期限まで有効です。

## 2. PSカード申請

(1)「PSカード使用許可申請書」の提出【申請者→事業所→国】



(2)「納入告知書」の発行【国→事業所→申請者】(追加)



(3)(2)の「納入告知書」によりPSカード使用料の納付(追加)



(4)「PSカード」及び「PSカード使用許可書」の送付【国→事業所→申請者】



(5)「PSカード受領書」の提出【申請者→事業所→国】

※提出された「PSカード使用許可申請書」を審査し、発行可能であれば「納入告知書」を送付します。  
「納入告知書」が届いたら納付期限内に納付場所(金融機関等)で使用料の納付をお願いします。  
納付確認が完了した方から「PSカード」を発行します。

※無料期間中に発行した「PSカード」はカードに記載の有効期限まで使用できます。

※PSカードの再発行時にも使用料のご負担が必要です。

### PSカード発行後の注意事項

「PSカード」は、事業所登録を行った事業所に常時雇用されていることを条件に発行しています。  
所属事業所が変わった場合は「PSカード」を返納することになっていますので、退職等された場合は、速やかに事業所経由で返納手続きをお願いします。